

令和8年度

栃木県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修

実施要項

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識と技能を有するサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

特定非営利活動法人 栃木県障害施設・事業協会

3 対象者

1) サービス管理責任者基礎研修修了後、指定障害福祉サービス事業所等において通算して2年以上相談支援の業務又は直接支援の業務に従事したもので、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとしているもの。

2) 児童発達支援管理責任者基礎研修修了後、指定障害児入所施設等において通算して2年以上相談支援の業務又は直接支援の業務に従事したもので、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとしているもの。

なお、児童発達支援管理責任者実践研修修了後、児童発達支援管理責任者として指定障害児入所施設等に配置する場合は、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供管理を行うものとして厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。)に定める実務経験において老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上あること。

3) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修修了後、栃木県サービス管理責任者等【実践研修】受講に係る個別支援計画作成業務に関する届け出書を指定権者に提出し、サービス管理責任者又は、児童発達支援管理責任者の下で、障害福祉サービスに係る一連の業務(アセスメントの実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画、モニタリングを含む)を6か月間に少なくとも概ね10回以上行ったもの。

「※OJT6か月で受講する者は、基礎研修開始時において、サービス管理責任者等の配置に係る実務要件を満たしているものであること・個別支援計画作成業務に関する届出書を指定権者に届け出後6か月が経過している者」

4) 令和7年度までの更新期間内にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修を受講せず、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者資格を失効したもの。

4 日程及び会場

(1) 講義(オンデマンド配信) 定員288名(予定)

期間: 各演習3週間前～演習日まで配信

形式: オンデマンドにて配信

(2) 演習: 対面

【1回目】定員96名(予定)

期日: 1日目: 8月27日(木)

2日目: 8月28日(金)

【2回目】定員 96 名（予定）

期日： 1 日目：11 月 26 日（木）

2 日目：11 月 27 日（金）

【3回目】定員 96 名（予定）

期日： 1 日目：1 月 27 日（水）

2 日目：1 月 28 日（木）

(3) 会場

3 回とも栃木県総合文化センター 栃木県宇都宮市本町 1-8

※栃木県総合文化センターには、駐車場がございませんので公共交通機関をご利用ください、お車の方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

又、栃木県総合文化センターは、市内の中心部にあり大変混雑いたしますので時間に余裕をもっておいで下さい。

5 研修日程

「令和 8 年度栃木県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修日程表」のとおり。

6 申込方法

- (1) 当協会ホームページ内の研修情報にある「実践研修申し込みフォーム」から仮申し込み（仮申し込み期限は 6 月 1 日）を行う。
- (2) (1)をプリントアウトし押印、必要書類一式（「実務経験証明書」原本、サービス管理責任者基礎研修並びに、児童発達支援管理責任者基礎研修修了証書の写しを添付し、6 月 5 日（金）まで（必着）に郵送してください。（申込期限以降は、受理しません）

【送付先】 〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2 階
特定非営利活動法人 栃木県障害施設・事業協会 担当 久保居

【受講要件に係る書類の写しの添付について】

- ① この研修は、サビ管・児発管共通の研修ですので、サービス管理責任者基礎研修修了証書、児童発達支援管理責任者基礎研修修了証書を必ず添付してください。（いずれか片方しか持っていない方は、持っている修了証書を提出して下さい）
- ② サービス管理責任者基礎研修等修了証書記載の姓が現在と異なる場合は、変更が確認できる公正証書の原本も併せて提出して下さい。
- ③ OJT 6 ヶ月にての受講申し込み者は、栃木県サービス管理責任者等【実践研修受講に係る届出書】のコピー（指定権者の受付印があるもの）を必ず添付すること。
※申込時点において OJT 6 か月を経過していること
- ④ 令和 5 年度までの猶予期間内に更新研修未受講のためサビ児管資格を失効した方は、分野別研修修了証書の写しを添付すること。
- ⑤ 令和 7 年度までの更新研修期間内に更新研修未受講のためサビ児管資格を失効した方は、更新研修修了証書の写しを添付すること。
- ⑥ その他、必要に応じて事務局から関係書類の提出を求める場合があります。

7 受講者の決定・通知

受講者の決定及び通知は、6 月中旬ごろ事業所宛に「受講（可否）通知書・受講証」を送付いたします。

8 修了証書

本研修（講義・演習の全課程）を修了した者には、特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会により実践研修修了証書を交付します。

但し、次のような場合は、修了証書が交付されませんのでご注意ください。

- (1) 研修時間中私語及び居眠り等受講態度が著しく不良である場合
- (2) 開講時間から15分以上の遅刻又は、15分以上の途中退出の場合
- (3) 正当な理由がなく研修スタッフ・係員の指示に従わない場合
- (4) 講義課題（レポート）・演習課題が期日までに提出されなかった場合
- (5) 受講料が納入期限までに納入されなかった場合

9 受講料 25,000 円

振り込みされた受講料につきましては、いかなる理由があろうとも返金いたしません。

10 注意事項

- (1) 県外からの申し込みは、ご遠慮願います。

募集定員を超えた場合は、栃木県内の指定障害福祉サービス事業者等・指定障害児入所事業所等においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としてみなし配置されているもの、今後配置予定のものを優先させていただきます。

申込みの際の各施設・事業所の優先順位等を参考に受講人数を調整します。

- (2) 受講決定の通知時に「受講証」及び「受講にあたっての注意事項」・受講料の納付書を郵送します。必ず確認の上、受講に向けて準備して下さい。
- (3) 申込みに際して質問がある場合は、原則 FAX 又はメールにて問い合わせください。（電話での回答は致しません）
- (4) 申込時において書類の不備がある場合は、受講できませんのでご注意ください。
- (5) 申込時にいただいた個人情報、研修実施に必要な連絡や修了者名簿に用いる以外の目的には使用いたしません。
- (6) 料金不足で郵送されてきた申込書・レポート（課題）等の受け取りは拒否いたします。
- (7) 送付いただいた申し込み等関係書類の返却は致しません。
- (8) 研修に係る書類の送付については、追跡確認ができるレターパック等での郵送が望ましい。

11 申し込み後の問合せ先

特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会 事務局 担当：久保居

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ 2 階

TEL028-678-2943 FAX028-612-1902

E-mail : kensyu@tochigi-chiteki.org